

水道請負工事費積算要領

平成 30 年 4 月改訂

この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

別表第一及び別表第二は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。

〔別表第一〕

第 1 表 工種区分の工事内容

工種区分	工種内容
水道工事	(1) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事
	(2) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事
	(4) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事
構造物工事（浄水場等）	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事

備考 1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。
備考 2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。

2 種以上の工種からなる工事については、「土木工事積算要領及び資料」の土木請負工事費積算要領（6. 間接工事費）により工種を選定すること。

水道請負工事費積算要領

平成 30 年 8 月改訂

この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

別表第一及び別表第二は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。

※1 本要領は市単独事業に適用されるものであり、厚生労働省補助事業に関しては水道事業実務必携を参照すること。(適用年度は別途公表)

※2 現場環境改善費を適用する場合は平成 30 年度水道事業実務必携を参照すること。

〔別表第一〕

第 1 表 工種区分の工事内容

工種区分	工種内容
水道工事	(1) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事
	(2) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事
	(4) 水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事
構造物工事（浄水場等）	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事

備考 1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。
備考 2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。

2 種以上の工種からなる工事については、「土木工事積算要領及び資料」の土木請負工事費積算要領（6. 間接工事費）により工種を選定すること。

序文に注釈を追加

新旧比較表

現行 積算要領(H30.4)

改訂後 積算要領(H30.8)

備考

第2表 共通仮設費率

工種区分	対象額 適用 区分 下記の率 とする	1,000万円を 超え20億円 以下		20億円を 超えるもの 下記の率 とする	備考
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
水道工事(1)	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	下水道工事(1)を参考
水道工事(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	下水道工事(2)を参考
水道工事(4)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	厚生労働省積算基準

算定式 $Kr = A \cdot P^b$
 Kr : 共通仮設費(%)
 P : 対象額(円)
 $A \cdot b$: 変数値

注) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3表 現場管理費率

工種区分	純工事費 適用 区分 下記の率 とする	1,000万円を 超え20億円 以下		20億円を 超えるもの 下記の率 とする	備考
		算定式より算出された率とす る。 ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
水道工事(1)	33.46%	50.8	-0.0259	29.17%	下水道工事(1)を参考
水道工事(2)	36.91	213.5	-0.1089	20.73	下水道工事(2)を参考
水道工事(4)	27.45	158.8	-0.1089	15.42	厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)	17.55	26.9	-0.0265	15.25	厚生労働省積算基準

算定式 $Jo = A \cdot Np^b$
 Jo : 現場管理費(%)
 Np : 対象純工事費(円)
 $A \cdot b$: 変数値

注) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第4表 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	算定式より算定された率	7.47%

算定式 $Gp = -5.48972 \times \log Cp + 59.4977$
 Gp : 一般管理費等率
 Cp : 工事原価(単位:円)

注) Gp の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第2-1表 共通仮設費率

工種区分	対象額 適用 区分 下記の率 とする	1,000万円を 超え20億円 以下		20億円を 超えるもの 下記の率 とする	備考
		算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		A	b		
水道工事(1)	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	下水道工事(1)を参考
水道工事(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	下水道工事(2)を参考
水道工事(4)	13.32	485.4	-0.2231	4.08	H30厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)	7.64	13.5	-0.0353	6.34	H30厚生労働省積算基準

算定式 $Kr = A \cdot P^b$
 Kr : 共通仮設費(%)
 P : 対象額(円)
 $A \cdot b$: 変数値

注) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第2-2表 共通仮設費率の補正

施工地域、工事場所を考慮し下表の補正係数を共通仮設費率に乗するものとする。

施工地域・工事場所区分		補正係数
全地域	一般交通影響あり①	1.3
	一般交通影響あり②	1.2
市街地	一般交通影響なし	1.2
山間僻地及び離島		1.3

共通仮設費率の補正
について追加

新旧比較表

現行 積算要領(H30.4)

改訂後 積算要領(H30.8)

備考

第2表 共通仮設費率

工種区分	対象額 適用 区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超え20億円 以 下	20億円を 超えるもの	備 考	
		下記の率 と する	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			下記の率 と する
			A	b		
水道工事(1)		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	下水道工事(1)を参考
水道工事(2)		13.32	485.4	-0.2231	4.08	下水道工事(2)を参考
水道工事(4)		13.32	485.4	-0.2231	4.08	厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)		7.64	13.5	-0.0353	6.34	厚生労働省積算基準

算定式 $Kr = A \cdot P^b$
 Kr : 共通仮設費 (%)
 P : 対象額 (円)
 A・b : 変数値

注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3表 現場管理費率

工種区分	純工事費 適用 区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超え20億円 以 下	20億円を 超えるもの	備 考	
		下記の率 と する	算定式より算出された率とす る。 ただし、変数値は下記による。			下記の率 と する
			A	b		
水道工事(1)		33.46%	50.8	-0.0259	29.17%	下水道工事(1)を参考
水道工事(2)		36.91	213.5	-0.1089	20.73	下水道工事(2)を参考
水道工事(4)		27.45	158.8	-0.1089	15.42	厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)		17.55	26.9	-0.0265	15.25	厚生労働省積算基準

算定式 $Jo = A \cdot Np^b$
 Jo : 現場管理費 (%)
 Np : 対象純工事費 (円)
 A・b : 変数値

注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第4表 一般管理費等率

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72 %	算定式より算定された率	7.47 %

算定式 $Gp = -5.48972 \times \log Cp + 59.4977$
 Gp : 一般管理費等率
 Cp : 工事原価 (単位: 円)

注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3-1表 現場管理費率

工種区分	純工事費 適用 区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超え20億円 以 下	20億円を 超えるもの	備 考	
		下記の率 と する	算定式より算出された率とす る。 ただし、変数値は下記による。			下記の率 と する
			A	b		
水道工事(1)		33.46%	50.8	-0.0259	29.17%	下水道工事(1)を参考
水道工事(2)		36.91	213.5	-0.1089	20.73	下水道工事(2)を参考
水道工事(4)		27.45	158.8	-0.1089	15.42	H30 厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)		17.55	26.9	-0.0265	15.25	H30 厚生労働省積算基準

算定式 $Jo = A \cdot Np^b$
 Jo : 現場管理費 (%)
 Np : 対象純工事費 (円)
 A・b : 変数値

注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3-2表 現場管理費率の補正

施工地域、工事場所を考慮し下表の補正係数を現場管理費率に乗するものとする。

施工地域・工事場所区分		補正係数
全地域	一般交通影響あり①	1.1
	一般交通影響あり②	1.1
市街地	一般交通影響なし	1.1
山間僻地及び離島		1.0

現場管理費率の補正
について追加

第4表 一般管理費等率

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72 %	算定式より算定された率	7.47 %

算定式 $Gp = -5.48972 \times \log Cp + 59.4977$
 Gp : 一般管理費等率
 Cp : 工事原価 (単位: 円)

注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。